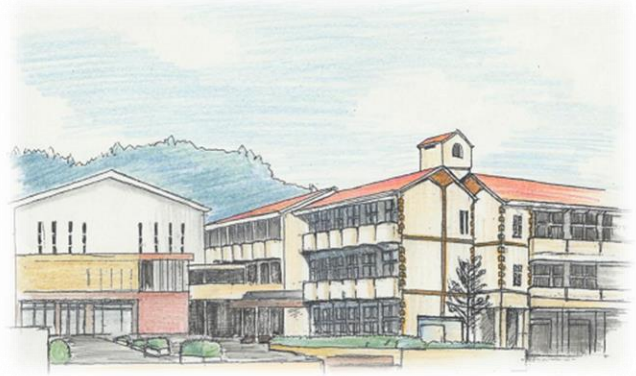


令和6年度 P T A & 部活動後援会 総会要項

1 開会 学校からの報告

○令和5年度末 人事異動の報告



2 協議事項

(1) 令和5年度 P T A 活動報告 (P.1)

(2) 令和5年度 会計決算報告 (P.2～P.5)

- ① P T A 会計 決算報告書
- ② P T A 事業会計 決算報告書
- ③ 部活動後援会会計 決算報告書
- ④ P T A 積立金会計 報告書／会計監査報告

(3) 令和6年度 新本部役員選出

P T A 本部役員 兼 部活動後援会運営委員(立候補により決定、役職はなし)

次の4名が P T A 役員として立候補していただいた。

中務 裕子(3C 実可子) 加藤 優子(2C 優衣)
中島 正人(1C 桜空) 笹野 美紀(3C 真央、1B 由衣)

(4) P T A 会則・部活動後援会会則(P.6～P.9)

(5) 令和6年度 会計予算案(P.10～P.11)

- ① P T A 会計 予算書(案)
- ② 部活動後援会会計 予算書(案)

【お知らせ】

- ・ P T A 環境整備ボランティア (P.12)
- ・ さわやかサークル(P.13)

【資料】

- ・ 運動部活動に係わる活動方針 (P.14～P.15)
- ・ 不祥事防止校内ルール (P.16～P.17)

3 閉 会

令和6年度 P T A総会資料の説明

役員に立候補していただいている（正式な承認（信任）はP T A総会で行われる）、中務 裕子さん（3C 実可子）、加藤 優子さん（2C 優衣）、中島 正人さん（1C 桜空）、笹野 美紀さん（3C 真央、1B 由衣）に加え、話し合いに参加してもよいと言っていたいただいていた若干名とともに、事前協議として議題（本資料）について協議・意見交換した。本総会の開催に当たり、次のことを確認した。

- 対面によるP T A総会を行わず、ネットを利用した紙面会議とする。
- それぞれの議題は、Googleformによる電子承認とする。
- 「総会資料（冊子）」とともに、「議案の説明資料」を添える。スマホで見る方のために、「総会資料（冊子）」と「議案の説明資料」を一体化したものも用意する。
- 質問がある場合は、教頭宛に電話で問い合わせる。

その他の確認事項

- PTA 活動の運営や協議などへの協力者については、総会での承認を不要とし、必要に応じて参加を依頼する。
- それぞれの予算執行の残額が大きい。適切な予算執行については、改めて意見交換する機会が必要であると意見を受けたので、2学期のどこかで設定する。

令和5年度末 人事異動

玉野市立宇野中学校

転出・退職

	職 名	氏 名	よみがな	教 科	転任校等
1	校長	福本 泰久	ふくもと やすひさ	—	玉中学校
2	教諭	渡部 圭	わたなべ けい	数学	日比中学校
3	教諭	高原 里枝	たかはら りえ	英語	倉敷・西中学校
4	教諭	佐々木 順也	ささき じゅんや	技術	総社・総社西中学校
5	講師・常	八木 朋美	やぎ ともみ	社会	玉中学校
6	講師・非	竹内 今日子	たけうち きょうこ	数学	退職
7	講師・非	山本 啓三	やまもと けいぞう	国語	日比中学校
8	講師・非	中山 智子	なかやま さとこ	英語	退職
9	司書	藤井 薫	ふじい かおる	—	田井小学校

転入・新任

	職 名	氏 名	よみがな	教 科	前任校等
1	校長	栗林 太一郎	くりばやし たいちろう	—	東児中学校
2	主幹教諭	渡部 浩	わたなべ ひろし	初任者指導	玉中学校
3	教諭	山本 大仁	やまもと ひろと	技術	総社・総社東中学校
4	教諭	リップ・スクム・カイル・ダルトン		英語	新採用
5	教諭	石上 龍輝	いしがみ りゅうき	社会	新採用
6	講師・非	岡本 久美子	おかもと くみこ	国語	日比中学校
7	講師・非	関本 紗和子	せきもと さわこ	英語	新規任用
8	司書	森永 佳子	もりなが よしこ	—	玉原小学校

この度の人事異動で、9名が退職・転出し、8名が新規・転入いたしました。

令和5年度 PTA活動事業報告

PTA活動全般				さわやかサークル(家庭教育学級)			
月	日	曜	活 動 内 容	月	日	曜	活 動 内 容
4	5	水	第1回PTA本部役員会	6	7	水	開級式
4	14	金	第2回PTA本部役員会・評議員会	7	13	木	ジビエ調理実習①
4	27	木	PTA総会・部活動後援会総会	9	14	木	ディンプルアートでキーホルダーor額入り作品作り
			市PTA連合会総会(書面会議)	10	12	木	チョークアート
			市内中学校区青少年育成協議会	11	21	火	玉野市の給食センター探検ツアー
6	6	火	PTA等指導者人権教育研修会(オンライン)	12	7	木	クリスマス&お正月飾り作り
7	7	金	連合PTA会長会議	1	11	木	ジビエ調理実習①
6	30	金	玉野市立中央公民館	2	22	木	閉級式・給食試食
8	29	火	PTA等指導者人権教育研修会(オンライン)				
9	2	土	PTA環境整備ボランティア活動				
11	24	金	連合PTA会長会議				
2	22	木	臨時PTA総会(～3月1日(金))				
3	1	金	連合PTA会長会議				
3	4	月	学校保健委員会				
3	26	火	第3回PTA本部役員会				

(Ⅰ) 令和5年度PTA活動報告 (P.Ⅰ)

＜説明＞ ○学校独自のPTA活動の機会は少ない。今後はいろんなアイデアを募り、実行できるといいと考えている。

○PTA会則を改定した初年度である。その時々活動と予定の合う保護者に協力してもらい、新たな宇野中学校PTA活動の在り方を見いだしたい。

令和5年度 PTA会計 決算報告書

宇野中学校PTA

項目	費目	予算	決算額	差額	備考
収入の部	繰越金	684,854	684,854	0	
	会 費	2,040,000	1,746,000	△ 294,000	会費口数制 一口100円 100円×5口×(319+25)人 ×12月
	その他(利子)	5	28,054	28,049	利子 社教より活動支援金
収入合計		2,724,859	2,458,908	△ 265,951	
支出の部	事務局費	160,000	158,597	1,403	事務局費(購買職員給与補助他)
	PTA消耗品費	50,000	31,120	18,880	印刷用品他
	文化部費	50,000	0	50,000	ふたば発行
	体育部費	50,000	0	50,000	
	育成部費	50,000	0	50,000	
	家庭学級費	50,000	50,000	0	さわやかサークル活動費
	PTA研修費	30,000	0	30,000	今年度は参集しての研修会はなし
	奨学費	110,000	103,260	6,740	卒業記念品(図書カード) 卒業生胸の花
	慶弔費	50,000	0	50,000	祝・香典等
	PTA負担費	25,000	17,888	7,112	PTA連合会会費
	傷害保険料	50,000	35,452	14,548	PTA団体障害保険
	教材教具費	400,000	197,592	202,408	各教科指導、キャリア教育用品・拡大プリンター 用消耗品他
	学校祭費	35,000	30,189	4,811	学校祭費用
	諸儀式費	45,000	30,240	14,760	入学式・卒業式諸費用
	消耗品費	400,000	363,201	36,799	事務・教授・保健用品
	手数料	30,000	19,129	10,871	白布クリーニング代
	接待費	15,000	13,732	1,268	来客接待用コーヒー他
	進路費	10,000	7,268	2,732	進路指導用事務諸費用
	教育充実費	30,000	21,648	8,352	教育充实用諸費用
	研修費	60,000	10,000	50,000	校内研修講師謝礼
	教育負担金	10,000	8,806	1,194	学校保健会会費
	積立金	50,000	50,000	0	積立金会計へ
	整備費	300,000	145,854	154,146	環境整備用品・花等
	図書費	300,000	300,000	0	生徒用図書・機関誌
	燃料費	50,000	39,811	10,189	灯油代補助(公費10万)
	予備費	314,859	182,080	132,779	先進校視察手土産・健康診断料・ 芸術鑑賞用レンタルマイク他
支出合計		2,724,859	1,815,867	908,992	

2,458,908 円から

1,815,867 円を差し引いた 643,041 円を次年度へ繰り越します。

令和6年3月26日

会 計 藤原 陽美



令和5年度 PTA事業会計 決算報告書

宇野中学校PTA

項目	費目	予算	決算額	差額	備考
収入の部	繰越金	127,575	127,575	0	
	収益金	0	0	0	
	その他	0	0	0	利子
収入合計		127,575	127,575	0	
支出の部	消耗品費	0	0	0	
	備品	104,000	104,000	0	テント1張
	予備費	23,575	0	23,575	
支出合計		127,575	104,000	23,575	

127,575 円から

104,000 円を差し引いた

令和6年3月26日

23,575 円を次年度、PTA会計へ繰り越します。

会 計 藤原陽美



令和5年度 部活動後援会会計 決算報告書

宇野中学校部活動後援会

項目	費目	予算	決算額	差額	備考
収入の部	繰越金	1,297,372	1,297,372	0	
	会 費	936,000	995,900	59,900	会費口数制 一口100円 100円×3口×260人×12月
	その他	5	11	6	利子
収入合計		2,233,377	2,293,283	59,906	
支出の部	事務費	3,000	2,970	30	振込手数料
	会議費	0	0	0	
	参加費	500,000	386,320	113,680	大会参加費
	派遣費	650,000	218,329	431,671	大会参加交通費補助
	充実費	250,000	148,191	101,809	協会登録・審判登録料 損害賠償保険他
	予備費	830,377	240,329	590,048	
		2,233,377	996,139	1,237,238	

2,293,283 円から

996,139 円を差し引いた 1,297,144 円を次年度へ繰り越します。

令和6年3月26日

会 計

藤原 陽美



令和5年度 PTA積立金会計報告書

項目	費目	決算額	備考
収入の部	繰越金	1,181,230	
	今年度積立金	50,000	PTA会計より
	利 息	9	
収入(中間)合計		1,231,239	
支出の部		333,630	大判プリンタ
支出(中間)合計		333,630	

1,231,239 円から

333,630 円を差し引いた

897,609 円を次年度へ繰り越します。

令和6年3月26日

会 計 藤原 陽美



会計監査報告

令和5年度宇野中学校 PTA会計・PTA事業会計・部活動後援会会計・
PTA積立金会計の収入及び支出において、帳簿類を監査した結果、適正に記帳
整理され、不都合の点がないことを認めます。

令和6年3月26日

会計監査

諏訪 祐子



石村 泉美



(2) 令和5年度 会計決算報告 (P.2～P.5)

① P T A 会計 決算報告書

<説明> 例年とほぼ同様の考え方で予算執行した。「奨学費」の項目では、「卒業生の胸の花」を新たに購入を決めるなど、生徒の学校生活が充実するように、直接的・間接的に還元するようにした。

② P T A 事業会計 決算報告書

<説明> ○テントの更新のために、毎年、一張りずつ購入しており、昨年度もそうした。
○この会計は、これまで「バザー」などの「PTA 事業」を行うことで収益を上げて物品等を購入していた会計である。近年では「PTA 事業」を行っていないことと、今後も実施予定がないことを踏まえ、昨年度をもってこの会計をなくし、現時点での残額は P T A 会計に組み入れる。

③ 部活動後援会会計 決算報告書

<説明> ○公式戦の参加費・移動費の補助、選手・指導者の各種資格の登録費用を支出した。

④ P T A 積立金会計 報告書／会計監査報告

<説明> ○授業での教材の拡大掲示、連絡や学校生活の様子校内掲示を充実させるために、故障して年式により修理不可の大判プリンタを更新した。ただし、費用面を考え故障したものより小さいサイズのものを購入した。(故障したものと同じ大きさなら 80 万円近くかかる。)

上記①～④が適正に執行されていることの確認は、二人の本部役員が1時間以上かけて点検をしていただき、その結果を会計監査報告としている。

(3) 令和6年度 新本部役員選出

<説明> ○PTA会則の改定により、本部役員 兼 部活動後援会運営委員に立候補していただいた4名を、本総会の承認をもって、役員をお願いしたい。ただし、PTA会長などの役職は決めないこととする。PTA会長などを外部へ報告する場合は、
○本部役員以外に、何かの話し合いに参加していただける保護者も数名立候補していただいたので、対面で話し合う必要がある場合は、そのメンバーで話し合いをする。(このPTA総会の準備(運営の仕方)を話し合う会を催した)

玉野市立宇野中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、玉野市立宇野中学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

第2条 本会は、玉野市立宇野中学校教育の充実・発展と生徒の福祉増進に協力し、併せて会員相互の親睦と研さんを図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 学校教育の民主化に対する理解を深めて、その推進に協力する。
- 2 学校と家庭との連携を緊密にし、地域の協力を得て生徒の心身の健全な発展を図る。
- 3 教育環境の発展を図る。
- 4 学区における社会教育の振興に協力する。
- 5 会員相互の研修のための諸行事を行う。

第2章 会員

第4条 本会の会員は、玉野市立宇野中学校生徒の保護者及び教職員とする。

第3章 役員

第5条 本会の役員は、若干名とする。

第6条 役員の選出は、役員会において会員中より候補者を推薦し、総会において決定する。

第7条 役員のうち、以下の任務を行う者を置く。

- 1 学校との連絡を中心となって行う者
- 2 連合PTAの担当
- 3 会計担当
- 4 会計監査担当

第8条 役員の任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。

第9条 本会は、総会・役員会をもつ。

第10条 総会は、毎年1回開く。臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合に開く。

第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 総会は、次のことを決める。

- 1 規約の決定及び改正に関すること。
- 2 役員の決定に関すること。
- 3 本会の事業に関すること。
- 4 予算の決議、決算の承認に関すること。
- 5 その他重要な事項

第13条 役員会は、役員が必要と認めたとき招集する。

第14条 役員会は、次のことを決める。

- 1 役員の選出
- 2 総会から委任された事項
- 3 総会に提出する議案
- 4 その他重要な事項

第4章 会計

第15条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもってあてる。

第16条 会費は1口100円とし、毎月はじめに納めるものとする。ただし、2口以上の負担、2か月以上の前納を認める。

第17条 会員の慶弔に関しては次のとおりとする。

- 1 会員死亡の場合は、香典10,000円を送る。また、本校に在学する生徒の場合もこれに準じて実行する。
- 2 学校教職員の転退職の場合は、在籍1年までは1,000円とし、1年を超える場合は、1年増すごとに1,000円を加算する。ただし、5,000円をもって上限とする。
- 3 上記以外の場合は、別に協議する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第19条 この会則は、昭和34年5月29日より実施する。

(改正 昭和47年 4月30日)

(改正 平成14年 4月 1日)

(改正 平成17年 5月 2日)

(改正 平成19年 2月27日)

(改正 平成20年 5月 2日)

(改正 平成22年 4月30日)

(改正 令和 2年 4月25日)

(改正 令和 3年 4月30日)

(改正 令和 6年 3月30日)

部活動後援会会則

(名称)

第1条 本会は、玉野市立宇野中学校部活動後援会と称し、事務所を同校に置く。

(目的)

第2条 本会は、宇野中学校生徒会部活動の趣旨を理解し、心身ともに健全な生徒の育成に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 宇野中学校生徒で学校代表として大会に参加するときは、実費交通費及び宿泊費を補助する。
2. 部活動充実のための援助を行う。ただし、運用規程は別に定める。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者の有志及び教職員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会の運営委員は、P T A役員が兼務をする。

第6条 任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

第7条 役員は、P T A役員が兼ねる。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 役員の中の学校との連絡を中心となって行う者が、会務を統括する。
2. 役員が、本会の庶務を処理し、総会及び運営委員会の議事を記録する。
3. 役員の中の会計担当が、本会の会計事務をつかさどる。
4. 役員の中の会計監査担当は、その年度の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会は、次の会議をもつ。

総会・役員会

第10条 総会は、毎年1回P T A総会と同時に開く。

第11条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 総会は、次のことを決める。

1. 会則の決定及び改正に関すること。
2. 役員の決定の承認に関すること。
3. 本会の事業に関すること。
4. 予算の決議、決算の承認に関すること。
5. その他重要な事項

第13条 役員会は、次のことを決める。

1. 総会から委任された事項に関すること。
2. 役員候補者の選出に関すること。
3. 総会に提出する議案に関すること。
4. その他重要な事項

(会計)

第14条 本会の経費は、会費・寄付金をもってあてる。

第15条 会費は1口100円とし、毎月はじめに納めるものとする。ただし、2口以上の負担、2か月以上の前納を妨げない。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第17条 この会則は、昭和59年5月25日より実施する。

(改正 平成13年11月29日)

(改正 平成20年 5月 2日)

(改正 平成21年 5月 1日)

(改正 平成23年 5月 2日)

(改正 令和 6年 3月30日)

部活動後援会運用規程

1. 派遣費について

宇野中学校生徒で学校代表として大会に参加するときは、交通費、宿泊費及び参加費を補助する。ただし、中体連、中吹連、中文連主催のものとする。なお、それ以外のものについてはその都度協議する。

(1) 市外で行われる大会に参加する場合に支給する。

(2) 支給人数は大会に出場する登録者数とする。

(3) 交通機関の利用は、公共交通機関を原則とし、団体割引が利用できる場合は団体割引運賃とする。

(4) 不参加者が出た場合は、支給済みの派遣費を返金すること。

(5) 岡山県代表として他府県での大会に出場する場合、役員会で協議し必要な派遣費を補助する。

<確認事項>

○ 市大会～県大会に参加する場合は、交通費の実費(公共交通機関を利用した時の金額)の半額を支給する。宿泊費については、原則支給しない。

○ 交通費は、中国大会に参加する場合は、一人5,000円を上限とし、全国大会に参加する場合は、一人10,000円を上限として支給する。宿泊費については、どちらの大会に参加する場合も、一人1日5,000円を上限として支給する。

○ 多額の出費を必要とする場合は、その都度、役員会にて協議を行う。

2. 部活動充実のための援助について

(1) 援助対象物品は部活動に必要な器具、用具、備品、設備とする。

(2) 購入品目については部活動担当者の協議による。

(3) 充実費はその年度の派遣費精算後の残額内とする。

(4) P T A 会則・部活動後援会会則(P.6～P.9)

<説明> ○新たな会則は、昨年度の臨時P T A総会で承認され、今年度から運用する。

- ・評議員を廃止し、必要最低限の人数を本部役員(4人以上)とする。保護者の意見を募るときには、Googleform による意見の募集や承認を行う。
- ・本部役員は、P T A 会長などの役職はなくす。その時々で役割を決める。

令和6年度 PTA会計 予算書(案)

宇野中学校PTA

項目	費目	予算	前年度予算	差引増減	備考
収入の部	繰越金	666,616	684,854	△ 18,238	PTA事業費23, 575円含む
	会 費	2,022,000	2,040,000	△ 18,000	会費口数制 一口100円 100円×5口×(312+25)人×12月
	その他(利子)	5	5	0	利子 他
収入合計		2,688,621	2,724,859	△ 36,238	
	PTA消耗品費	51,000	50,000	1,000	印刷用品他
	家庭学級費	80,000	50,000	30,000	さわやかサークル活動諸費
	PTA研修費	32,000	30,000	2,000	PTA研修会参加費・交通費他
	奨学費	139,000	110,000	29,000	卒業記念品@1, 000×110名 入学生・卒業生用胸の花@130×220名
	慶弔費	53,000	50,000	3,000	香典等
	PTA負担費	27,000	25,000	2,000	PTA連合会会費
	傷害保険料	165,000	50,000	115,000	PTA団体障害保険料、ビジサポ保険料
	教材教具費	410,000	400,000	10,000	実技教科指導用品・キャリア教育関係・教材 作成用プリンターの消耗品 一期一会用品 他
	学校祭費	42,000	35,000	7,000	学校祭費用
	諸儀式費	46,000	45,000	1,000	入学式・卒業式諸費用
	消耗品費	410,000	400,000	10,000	事務・保健用品他
	手数料	31,000	30,000	1,000	クリーニング代他
	接待費	17,000	15,000	2,000	来客、運営協議会等接待用
	進路費	20,000	10,000	10,000	進路指導用事務諸費用
	教育充実費	40,000	30,000	10,000	教育充实用諸費用
	研修費	60,000	60,000	0	校内研修等講師謝金他
	教育負担金	13,000	10,000	3,000	学校保健会会費
	積立金	50,000	50,000	0	積立金
	整備費	320,000	300,000	20,000	清掃・環境整備用品
	図書費	300,000	300,000	0	生徒用図書・機関誌
	燃料費	53,000	50,000	3,000	灯油代補助(公費10万)
	予備費	329,621	314,859	14,762	先進校視察土産・芸術鑑賞用レンタルマイク 代等
支出合計		2,688,621	2,414,859	273,762	

* 前年度費目

0 事務局費160, 000円

文化部費50, 000円

体育部費50, 000円

育成部費50, 000円 を除いた合計

令和6年度 部活動後援会会計 予算書(案)

宇野中学校部活動後援会

項目	費目	予算	前年度予算	差引増減	備考
収入の部	繰越金	1,297,144	1,297,372	△ 228	
	会 費	936,000	936,000	0	会費口数制 一口100円 100円×3口×260人×12月
	その他	5	5	0	利子
収入合計		2,233,149	2,233,377	△ 228	
支出の部	事務費	7,000	3,000	4,000	振込手数料等
	会議費	0	0	0	
	参加費	550,000	500,000	50,000	大会参加費
	派遣費	650,000	650,000	0	大会参加交通費・楽器運搬 費補助
	充実費	200,000	250,000	△ 50,000	プログラム・審判登録料・講 師謝礼
	予備費	826,149	830,377	△ 4,228	テニスコート用土 ユニフォーム、各種ネット等
支出合計		2,233,149	2,233,377	△ 228	

(5) 令和6年度 会計予算案(P.10~P.11)

①PTA会計 予算書(案)

<説明> 例年とほぼ同様の予算執行の予定である。事務局費・文化部費・体育部費・育成部費の4費目を削除したため、多くの費目がその分、増額している。

②部活動後援会会計 予算書(案)

<説明> 例年とほぼ同様の予算執行の予定である。大きな変更はない。

参考

例年行っている PTA 活動の紹介です。

令和5年7月19日

保護者 様

宇野中学校PTA会長 岩崎 康博
同 校長 福本 泰久

PTA環境整備ボランティアへの参加について(お願い)

小夏の候、保護者の皆様方にはますますご清祥のことと存じます。日頃よりPTA活動にご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「PTA環境整備ボランティア」を次のように計画いたしました。中学校は敷地が広く、植木や側溝などの環境整備が十分できておりません。生徒・職員の力だけでは作業が難しく大変苦慮しております。

「美しい環境は美しい心を育てる」とも言われます。子どもたちが清々しく学校生活を送れるように、保護者の皆様の力をお貸しいただけると幸いです。ご多用中とは存じますが、子どもたちのためにご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年9月2日(土) 7:20~受付、7:30~作業、8:15~片付け、8:30 解散
※雨天中止(中止の場合は7:00までに校支援メールでお知らせします。)
- 2 内 容 植木の剪定・側溝の土上げ・草抜き・ゴミ拾い など
- 3 準備物 安全な服装(軍手・長袖・長ズボン)。便利な道具があるとありがたいです。
※普段使用して慣れている「電動・エンジンの機器」については、安全面を配慮してご使用ください。
- 4 その他
 - ・車でお越しの方は、グラウンド中央に駐車となります。
 - ・暑い時季ですので、各自で熱中症対策(帽子・飲み物等)をお願いします。
 - ・朝の受付で作業分担について連絡させていただきます。
 - ・作業後にPTAから飲み物を用意しております。
 - ・当日の事故やケガはPTA 保険(生徒・保護者限定)での対応となります。
- 5 申込
 - ・右のQRコードから参加申込をお願いいたします。
 - ・締切を7月31日(月)とさせていただきます。
 - 参加状況によって、再度、呼びかけをさせていただきます。
- 6 その他
 - ・清掃ボランティア当日の午前中に部活動を行う部には、後日、顧問から参加の有無について確認させていただきます。



【お知らせ】

・ P T A環境整備ボランティア (P.12)

<説明> 例年どおり、夏休みの最後の土曜日に行う。改めて文書にて案内する。

日 時 令和6年9月1日(土) 7:20～ 受付 7:30～ 作業、
8:15～ 片付け 8:30 解散

※雨天など、中止の場合は当日の 7:00 までに学びポケットでお知らせします。



さわやかサークル

令和5年度 生徒募集

新緑の野山も、その色を増す季節になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。お子様たちも長い休みが終わり、新しい仲間と出会い、学校生活に慣れ始めているころと思います。そこで、保護者の皆様も**新しい出会いとふれあい**を求めて活動してみませんか？「さわやかサークル」（家庭教育学級）では、様々な活動を通じて保護者同士で情報交換をしながら、さわやかに楽しく活動しています。大変な係や仕事はありません。ご都合が合う時にお気軽にご参加ください。

＜昨年度（令和4年度）の活動内容＞ ※宇野中学校HPの「保護者の皆様へ」に活動内容が掲載されています

6／7 開級式（自己紹介、活動計画）	11／21 陶芸教室（カップ作り）
7／4 ジビエ料理①（イノシシのガパオ、春雨サラダ、トマトスープ、デザート）	12／14 スワッグ&お飾り作り
7／13～15 多肉植物テラリウム製作 ※三者懇談の期間のため、入級者以外の方や親子でご参加された方もいらっしゃいます。	1／18 ジビエ料理②（イノシシおこわ、イノシシの竜田揚げ、コールスローサラダ、おからの味噌汁）
10／31 給食試食、食育（栄養教諭による）	2／10 閉級式（進路状況報告、意見交換、給食試食会、コサージュ作り）

☆都合がつく日のみの参加OK ☆小さいお子様と一緒に参加OK ☆年度途中からでもOK



入級希望の方は5月23日（火）までに申込書を担任の先生へご提出ください。

開級式は6月7日（水）の参観日に予定しております。

-----キ リ ト リ-----

さわやかサークル入級申込書

参加者氏名（ ）（ ）小学区）
生徒氏名（ ）年（ ）組（ ）
（ ）年（ ）組（ ）
電話番号（ ）

※提出締め切り 5月23日（火）

・さわやかサークル(P.13)

<説明> ジビエ料理やチョークアートなどの様々な活動を通じて、保護者同士の懇親を深めたり、学校の教員と情報交換をする場を設けたりすることを目的として、年に数回の活動を「さわやか」に行う「サークル」です。参加は Googleform で募りますので、ぜひご参加ください。

玉野市立宇野中学校 運動部活動に係る活動方針

「玉野市運動部活動の在り方に関する方針」を遵守し、本校の運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 目 標

- (1) 異学年の生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、社会性などを育成する。
- (3) 体力の向上と健康の保持増進を図る。

2 部活動の指導方針

- (1) 部活動の教育的意義に重点をおき、学校教育の一環として行う。
- (2) 全職員がいずれかの部（文化部を含む）の顧問として指導にあたる。
- (3) 生徒の健康面、安全面に十分配慮して指導する。
- (4) 礼儀やマナー、挨拶、整理整頓などを大切にされた指導をする。
- (5) 生徒の人権を大切にされた指導をする。（体罰の禁止）
- (6) 顧問の監督、指導のもと、生徒同士が協力して自主的に活動させる。

3 運営組織について

- (1) 部活動担当
 - ・部活動指導について、運営委員会や職員会議と連携しながら、全体計画の立案、連絡調整、各部の顧問の割振りなどを行う。
- (2) 部活動顧問者会
 - ・各部の顧問で組織し、基本計画を共通理解し、運営上の諸問題の協議・解決を行う。
- (3) 部活動顧問
 - ・部の運営や活動上の諸問題などについて助言、指導などを行う。
 - ・活動計画のもと計画的に活動する。
- (4) 部長会
 - ・各部の部長で組織し、活動上のルールやマナーを確認したり、諸問題について解決、調整を行ったりする。また、部活動関連行事の企画、運営を担当する。

4 活動規定

(1) 休養日及び活動時間について

- ①活動時間 平日：2時間程度
休日：3時間程度

3月～10月	17：15まで	最終下校時刻	17：30
11月、12月	16：45まで	最終下校時刻	17：00
1月、2月	17：00まで	最終下校時刻	17：15
・早朝練習		なし（ただし、午後ができない場合は実施してもよい）	

- ②休養日 平日：水曜日
休日：土・日のいずれか

※大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。

③その他

- ・月の活動予定を生徒、保護者に周知する。また、管理職にも報告するとともに、全職員が活動状況を把握できるように職員室へ掲示する。
- ・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。

（2）活動について

- ①顧問の監督のもとで活動を行う。顧問が不在の場合、生徒だけで活動させない。
- ②活動場所を安全、清潔に保ち、用具や施設を大切に使用する。鍵の貸出は顧問が行う。
- ③部活動のきまりや活動時間などを守って活動する。

（3）校外の活動について

- ①活動場所への移動手段は、徒歩、自転車、公共交通機関、貸切りバス、保護者送迎などとし、教職員の車に同乗させてはならない。
- ②徒歩、自転車での移動の際は、安全指導や見守り、到着確認を行う。
- ③活動予定の変更がある場合は、学校メールなどを利用して保護者連絡する。
- ④保護者送迎でわが子以外の生徒を同乗させて事故を起こし、責任や保証のトラブルになる場合があるため、事前に保護者会などで説明して確認しておく。
- ⑤主催者が中学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、事前に管理職に許可を得る。

5 合同チームについて

- （1）合同チームを編成する場合は、岡山県中学校体育連盟の規定に従って行う。
- （2）合同チームの活動は「4の活動規定」に準ずるが、合同で活動する機会の必要性を考慮し、土・日の活動を認める。ただし、下記の点に留意する。
 - ①土・日に連続して活動した場合、平日の1日を新たに休みとする。
 - ②活動時間は、特別な場合を除き半日とする。
 - ③土・日に活動する場合、同じ顧問が2日連続で指導しない。

6 入退部

- （1）入部の際は必ず保護者の同意を得て、保護者と連名で入部届けを担任に提出する。
- （2）できるだけ3年間継続して活動するのが望ましいが、転退部する場合は顧問及び担任の承認を得る。

7 部の設置・休廃部

- （1）部員が少なく活動が困難であると判断した場合、管理職、部活動担当、顧問で協議し、職員会議で休廃部を決定する。部の設置については、今後の生徒数の減少を考え、判断していく。

8 その他

- （1）年間1回、救急救命法や熱中症の予防について職員研修を行う。
- （2）部活動で部費や遠征費を集める場合は、会計報告書を作成して保護者に報告するとともに、管理職にも会計報告書を提出する。
- （3）文化部の活動については「運動部活動に係わる活動方針」に準ずるものとする。

【資料】

・運動部活動に係わる活動方針 (P.14～P.15)

＜説明＞ 今年度から、朝練の廃止(午後練ができない日のみ、その代替えとして朝練を認める)
や最終時刻を 18:00 から 17:30 としています。

玉野市立宇野中学校不祥事防止校内ルール

- 1 教職員が携帯電話やスマートフォン・個人のパソコンを使って、生徒の携帯電話やスマートフォン等との間で電話やメールのやり取りをすることは禁止する。また、保護者との間でもメール等のやり取りは厳に慎むこと。ただし、緊急時及び管理職が必要と認めた場合は除く。
担任や部活動の顧問からの連絡も、個人の携帯電話やスマートフォン等からのSNSやメール等で行うのではなく、学校の電話又は校支援メール等を使用すること。生徒や保護者に対する私用のSNSやメール連絡は禁止する。また、職員室以外でのスマートフォン等の携帯・使用を禁止する。(緊急事態や必要な場合は管理職に許可を得ること)
- 2 生徒との個別での面談や指導の際は、できるだけ複数の教職員で行うこと。一人で指導する場合には、必ず誰とどこで面談や指導を行うかを管理職や学年主任等に伝えること。
- 3 緊急の指導等で生徒の下校時間が遅くなる場合は、必ず保護者に連絡すること。また、必要があれば、保護者に迎えを頼むなど安全面にも配慮すること。
- 4 緊急のケガ等で、やむなく生徒を自家用車で搬送する場合は、保護者及び管理職の許可を得ること。生徒の搬送は、できるだけ保護者にお願いするか、タクシー券を利用することとし、タクシー券を利用する場合は、できるだけ事前に管理職の許可を得ることとする。ただし、緊急の場合は事後報告でも良い。なお、必要と感じた場合は、救急車を呼ぶことをためらわないこと。
- 5 生徒の個人情報の入った電子データ、答案用紙等は原則として校外へ持ち出さないこと。やむを得ず校外へ持ち出す場合は、必ず管理職の許可を得て、持ち出し簿(教頭机上)に記入すること。電子データの持ち出しは、学校のUSBを使用すること。また、持ち出した個人情報の管理には厳重に行うこと。車上荒しの危険回避のため、自動車内に放置することがないように!
- 6 生徒等から集金したお金の管理には細心の注意を払うこと。保管する場合は、耐火金庫を利用し、机やロッカー等には保管しない。学年会計等の管理は複数で行い、学期末に報告書を作り監査を受けること。また、部活動で部費や遠征費を集めている場合は、報告書を作成して保護者に報告し、管理職にも報告書を提出すること。保護者が会計管理を行っている場合も同様。
- 7 生徒指導は一人で抱え込まず、些細なことでも「報告・連絡・相談」を励行して組織で対応し、結果についても必ず関係者に報告(確認)すること。また、必要に応じて、積極的に外部の関係機関等と連携すること。
- 8 不審者対応は必ず複数で行い、場合によっては110番通報することをためらわない。対応の記録を時系列で残すこと。

- 9 過度の飲酒は慎むこと。飲酒量や飲酒時刻によっては、翌日にアルコールが体内に残る場合があるので、翌日に自動車等の運転をする際には注意すること。
- 10 PTAや保護者との飲食の場では、個人情報を出したり、誹謗中傷と受け取られるような言動をとったりしないように注意すること。
- 11 体罰、わいせつ行為、盗撮、窃盗、侵入、暴力等は絶対に行ってはならない。
- 12 セクハラ、パワハラ、マタハラ等のハラスメントを行うことがないよう言動には十分注意すること。本人はその意識がなくとも、相手にとってはハラスメントとなっている場合があることを意識すること。管理職が相談窓口となっているので困ったときには相談すること。
- 13 交通事故を起こしたり、巻き込まれたりした場合には、すぐに警察に連絡して事故処理を行うとともに、事故の状況を学校（管理職等）に連絡すること。また、玉野市教育委員会への報告書も速やかに作成すること。
- 14 こまめにウィンドウズ等の更新を行うなど、公用パソコンの適切な管理に努めること。また、フリーウェア等のインストールは、ウイルスの感染につながるので禁止されているとともに、玉野市教育委員会がインストールしているもの以外は使用しないこと。なお、パソコンは、必ず定められた場所に保管してから退庁すること。
- 15 保護者や地域からの信頼を失わないよう、教育公務員として、相応しい服装や言動を心がけること。特に、長期休業中に、信用失墜行為につながる行為が多く発生していることを意識して行動すること。
- 16 生徒・保護者の相談窓口・・・宇野中学校 校長・教頭
玉野市教育委員会学校教育課

◆危機管理は「さ・し・す・せ・そ」で対応を！

「さ」・・・「最悪を想定して」

「し」・・・「慎重に」

「す」・・・「素早く」

「せ」・・・「誠意を持って」

「そ」・・・「組織で対応」



・不祥事防止校内ルール (P.16～P.17)

<説明> 不祥事防止ルールに関する相談窓口は、教頭までご連絡ください。